7.（5）変動金利定期預金規定　**※<u>下線</u>が追加部分**

改定前	改定後
4.（利息） （1）～（2）（略） （3）この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から、解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型については6か月複利の方法で計算）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 ①6か月未満　解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満　約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満　約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満　約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満　約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満　約定利率×90% （4）（略）	4.（利息） （1）～（2）（略） （3）この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から、解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型については6か月複利の方法で計算）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 ①6か月未満　解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満　約定利率×40%<u>または解約日における普通預金利率のうち高いほうの利率</u> ③1年以上1年6か月未満　約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満　約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満　約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満　約定利率×90% （4）（略）